

令和 2 年 6 月

第 18 回尼崎市議会定例会議案



## 目 次

### < 報告 >

- 報告第 3 号 専決処分について（令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号））
- 報告第 4 号 専決処分について（令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号））

### < 予算 >

- 議案第 59 号 令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

### < 条例 >

- 議案第 60 号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 61 号 尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について
- 議案第 62 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 63 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 64 号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 65 号 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 66 号 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 67 号 尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 68 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

### < その他 >

- 議案第 69 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
- 議案第 70 号 建物の譲与について

議案第 7 1 号 工事請負契約について(西消防署大庄出張所新築工事)

# 報 告



## 報告第3号

### 専決処分について

令和2年度尼崎市一般会計補正予算について、令和2年5月7日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

### 令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度尼崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,281千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,030,281千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		3,165,227	88,281	3,253,508
	10 基金繰入金	3,165,227	88,281	3,253,508
歳入合計		257,942,000	88,281	258,030,281

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		105,634,165	33,720	105,667,885
	10 児童福祉費	30,471,768	33,720	30,505,488
50 教育費		14,742,721	54,561	14,797,282
	05 教育総務費	5,678,714	54,561	5,733,275
歳出合計		257,942,000	88,281	258,030,281

(説明)

中学校と高等学校に対して、民間のオンライン学習支援システムを導入するほか、生活困窮度の高い家庭の児童生徒を対象に市内事業所で利用できるお弁当クーポンを交付する事業を実施するにあたり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第3項の規定により、本案を提出する。



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 3 号 )

報3-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	3,165,227	88,281	3,253,508			
10 項 基金繰入金	3,165,227	88,281	3,253,508			
05 目 財政調整基金繰入金	1,514,672	88,281	1,602,953	財政調整基金繰入金	88,281	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 88,281

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民 生 費	105,634,165	33,720	105,667,885	特定財源 0 一般財源 33,720			
10 項 児 童 福 祉 費	30,471,768	33,720	30,505,488	特定財源 0 一般財源 33,720			
05 目 児 童 福 祉 総 務 費	16,700,598	33,720	16,734,318	一般財源 33,720	10 需 用 費	1,278	○ あまっ子お弁当クーポン事業費（こども青少 年局） 生活困窮度の高い家庭の児童生徒にお弁当ク ーポンを交付することに伴う補正
					11 役 務 費	3,342	
					12 委 託 料	1,100	
					18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	28,000	



## 報告第4号

### 専決処分について

令和2年度尼崎市一般会計補正予算について、令和2年5月15日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

### 令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度尼崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,097,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		3,253,508	67,500	3,321,008
	10 基金繰入金	3,253,508	67,500	3,321,008
歳入合計		258,030,281	67,500	258,097,781

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
35 商工費		2,216,933	67,500	2,284,433
	05 商工費	2,216,933	67,500	2,284,433
歳出合計		258,030,281	67,500	258,097,781

(説明)

新たにテイクアウトやデリバリー等を開始する市内飲食事業者等に対して必要な経費を補助するほか、飲食業や小売業、サービス業など市内に店舗を構える中小事業者等を対象とした、市内登録店舗で利用可能なプレミアム付利用券を発行する事業に対して補助を行うにあたり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 4 号 )

報4-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	3,253,508	67,500	3,321,008			
10 項 基金繰入金	3,253,508	67,500	3,321,008			
05 目 財政調整基金繰入金	1,602,953	67,500	1,670,453	財政調整基金繰入金	67,500	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 67,500



歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
35 款 商工費	2,216,933	67,500	2,284,433	特定財源 0 一般財源 67,500			
05 項 商工費	2,216,933	67,500	2,284,433	特定財源 0 一般財源 67,500			
10 目 商工業振興費	1,105,331	67,500	1,172,831	一般財源 67,500	12 委託料	3,000	○ テイクアウト・デリバリー等促進支援事業費 53,000 (経済環境局)
					18 負担金、補助及び交付金	64,500	新たにテイクアウトやデリバリー等を開始する市内飲食事業者等への補助に伴う補正 ○ 尼崎のお店まるごと応援事業費 14,500 市内登録店舗で利用可能なプレミアム付利用券を発行する事業への補助に伴う補正



# 予 算



議案第59号

令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度尼崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,794,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259,891,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表市債補正」による。

令和2年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		97,308,233	923,130	98,231,363
	10 国庫補助金	53,466,670	923,130	54,389,800
45 県支出金		13,665,277	87,300	13,752,577
	10 県補助金	2,033,334	87,300	2,120,634
50 財産収入		1,983,059	3	1,983,062
	05 財産運用収入	478,227	3	478,230
55 寄付金		61,525	10,000	71,525
	05 寄付金	61,525	10,000	71,525
60 繰入金		3,321,008	546,327	3,867,335
	10 基金繰入金	3,321,008	546,327	3,867,335
70 諸収入		7,132,291	2,500	7,134,791
	30 雑入	5,457,221	2,500	5,459,721
75 市債		23,103,600	224,900	23,328,500
	05 市債	23,103,600	224,900	23,328,500
歳入合計		258,097,781	1,794,160	259,891,941

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 議 会 費		821,351	△ 16,268	805,083
	05 議 会 費	821,351	△ 16,268	805,083
10 総 務 費		63,078,854	48,771	63,127,625
	05 総 務 管 理 費	59,944,016	48,771	59,992,787
15 民 生 費		105,667,885	178,380	105,846,265
	05 社 会 福 祉 費	39,261,906	92,380	39,354,286
	10 児 童 福 祉 費	30,505,488	86,000	30,591,488
35 商 工 費		2,284,433	62,664	2,347,097
	05 商 工 費	2,284,433	62,664	2,347,097
45 消 防 費		6,310,503	87,200	6,397,703
	05 消 防 費	6,310,503	87,200	6,397,703
50 教 育 費		14,797,282	1,333,413	16,130,695
	05 教 育 総 務 費	5,733,275	1,260,413	6,993,688
	10 小 学 校 費	1,610,586	73,000	1,683,586
65 予 備 費		100,000	100,000	200,000
	05 予 備 費	100,000	100,000	200,000
歳 出 合 計		258,097,781	1,794,160	259,891,941

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	公立保育所施設整備事業	314,840

第3表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
社会福祉施設整備事業費	限度額 1,260,700	限度額 1,342,400
消防施設整備事業費	限度額 1,077,000	限度額 1,147,200
学校施設整備事業費	限度額 738,300	限度額 811,300



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 5 号 )

議59-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	97,308,233	923,130	98,231,363			
10 項 国庫補助金	53,466,670	923,130	54,389,800			
15 目 民生費補助金	2,694,329	2,880	2,697,209	障害者総合 支援事業費 補助金	2,880	○ (健康福祉局) 補助率 2 / 3 障害者支援施設における簡易陰圧装置の設 置経費の補助に伴う補正 2,880
50 目 教育費補助金	141,062	920,250	1,061,312	公立学校情 報機器整備 費補助金	920,250	○ (教育委員会事務局) 補助率 10 / 10 市立小中学校の児童生徒用端末の整備に伴 う補正 920,250

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	13,665,277	87,300	13,752,577			
10 項 県補助金	2,033,334	87,300	2,120,634			
15 目 民生費補助金	1,854,958	87,300	1,942,258	地域介護拠点整備補助金	87,300	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 介護施設等における簡易陰圧装置等の設置 経費の補助に伴う補正 87,300

議59-8

歳 入

50 財産収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 款 財産収入	1,983,059	3	1,983,062			
05 項 財産運用収入	478,227	3	478,230			
10 目 利子及び配当金	52,870	3	52,873	新型コロナ ウイルス感 染症対策基 金運用収入	3	○ (資産統括局) 新型コロナウイルス感染症対策基金の運用 収入に伴う補正 3

歳 入

55 寄付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 款 寄 付 金	61,525	10,000	71,525			
05 項 寄 付 金	61,525	10,000	71,525			
10 目 総務費寄付金	18,446	10,000	28,446	総務費寄付金	10,000	○ (資産統括局) 新型コロナウイルス感染症対策基金寄付金 10,000 あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金の開始に伴う補正

議59-10

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	3,321,008	546,327	3,867,335			
10 項 基金繰入金	3,321,008	546,327	3,867,335			
05 目 財政調整基金繰入金	1,670,453	546,327	2,216,780	財政調整基 金繰入金	546,327	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 546,327

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	7,132,291	2,500	7,134,791			
30 項 雑 入	5,457,221	2,500	5,459,721			
20 目 雑 入	5,457,219	2,500	5,459,719	コミュニ ティ助成事業 収入	2,500	○ (総合政策局) コミュニティ助成事業助成金の交付決定に 伴う補正 2,500

議59-12

歳 入  
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	23,103,600	224,900	23,328,500			
05 項 市 債	23,103,600	224,900	23,328,500			
15 目 民 生 債	1,775,300	81,700	1,857,000	社会福祉施設整備事業債	81,700	○ (こども青少年局) 北難波保育所の建替に係る工事費の増額に伴う補正 81,700
45 目 消 防 債	1,077,000	70,200	1,147,200	消防施設整備事業債	70,200	○ (消防局) 北部防災センターの外壁改修工事の実施に伴う補正 70,200
50 目 教 育 債	893,600	73,000	966,600	学校施設整備事業債	73,000	○ (教育委員会事務局) 小学校のコンクリートブロック塀の改修工事の実施に伴う補正 73,000



歳 出

05 議会費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 議会費	821,351	△16,268	805,083	特定財源 0 一般財源 △16,268			
05 項 議会費	821,351	△16,268	805,083	特定財源 0 一般財源 △16,268			
05 目 議会費	821,351	△16,268	805,083	一般財源 △16,268	1 報 酬	△16,268	○ 議員報酬 42人(議会事務局) △16,268 市議会議員の月額報酬の減額に伴う補正



歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
15 款 民生費	105,667,885	178,380	105,846,265	特定財源 171,880 一般財源 6,500				
05 項 社会福祉費	39,261,906	92,380	39,354,286	特定財源 90,180 一般財源 2,200				
07 目 障害福祉費	15,510,458	5,080	15,515,538	国庫支出金 2,880 一般財源 2,200	11 役 務 費	168	○ 意思疎通支援事業費（健康福祉局） 遠隔手話通訳サービスの導入に伴う補正	760
					12 委 託 料	592	○ 衛生管理体制確保支援事業費 障害者支援施設における簡易陰圧装置の設置 経費の補助に伴う補正	4,320
					18 負担金、補 助及び交付 金	4,320		
20 目 老人福祉費	1,581,473	87,300	1,668,773	県支出金 87,300	18 負担金、補 助及び交付 金	87,300	○ 衛生管理体制確保支援事業費（健康福祉局） 介護施設等における簡易陰圧装置等の設置経 費の補助に伴う補正	87,300



歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商 工 費	2,284,433	62,664	2,347,097	特定財源 0 一般財源 62,664			
05 項 商 工 費	2,284,433	62,664	2,347,097	特定財源 0 一般財源 62,664			
10 目 商工業振興費	1,172,831	62,664	1,235,495	一般財源 62,664	12 委 託 料	62,664	○ 休業要請事業者経営継続支援事業費（経済環境局） 兵庫県と協調して支給する経営継続支援金の対象者拡大に伴う補正



歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	14,797,282	1,333,413	16,130,695	特定財源 993,250 一般財源 340,163			
05 項 教育総務費	5,733,275	1,260,413	6,993,688	特定財源 920,250 一般財源 340,163			
20 目 教育総合セ ンター費	545,058	1,260,413	1,805,471	国庫支出金 920,250 一般財源 340,163	12 委 託 料	13,042	○ 教育 I C T環境整備推進事業費（教育委員会 事務局） 市立小中学校の児童生徒用端末等の整備に伴 う補正
					13 使用料及び 賃借料	13,492	
					17 備品購入費	1,233,879	





歳 出

65 予備費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
65 款 予 備 費	100,000	100,000	200,000	特定財源 0 一般財源 100,000			
05 項 予 備 費	100,000	100,000	200,000	特定財源 0 一般財源 100,000			
05 目 予 備 費	100,000	100,000	200,000	一般財源 100,000	予 備 費	100,000	○ 予備費（資産統括局） 100,000 今後の災害等不測の事態に備えるための増額に伴う補正

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 特別職

区分	職員数	報酬	給料	期末手当		地域手当	その他の手当	計	共済費	合計	備考
				支給額	年間支給率						
補 正 後	長等 4人		42,013	15,752	2.5500			57,765	9,736	67,501	
	議員 42	309,100		126,989	3.2300			436,089	110,618	546,707	
	その他 1,148	98,386	7,896	3,244	3.4000			109,526	2,172	111,698	
	計 1,194	407,486	49,909	145,985				603,380	122,526	725,906	
補 正 前	長等 4		42,719	15,752	2.5500			58,471	9,736	68,207	
	議員 42	325,368		126,989	3.2300			452,357	110,618	562,975	
	その他 1,148	98,386	7,896	3,244	3.4000			109,526	2,172	111,698	
	計 1,194	423,754	50,615	145,985				620,354	122,526	742,880	
比 較	長等 -		△ 706	-	-			△ 706	-	△ 706	
	議員 -	△ 16,268		-	-			△ 16,268	-	△ 16,268	
	その他 -	-	-	-	-			-	-	-	
	計 -	△ 16,268	△ 706	-				△ 16,974	-	△ 16,974	

### 3 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費	公立保育所施設整備事業	314,840	整備方法の調整に日時を要し、工事の年度内完了が見込めないため

## 4 市債の平成30年度末における現在高並びに令和元年度末及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成30年度末現在高	令和元年度末 現在高見込額	令和2年度中増減見込み		令和2年度末 現在高見込額
			令和2年度中 起債見込額	令和2年度中 元金償還見込額	
普通債	141,221,252	134,079,202	15,492,300	18,286,428	131,285,074
土 木	42,713,001	39,677,648	2,292,900	5,165,459	36,805,089
教 育	50,147,773	46,578,597	4,580,600	8,576,138	42,583,059
市 営 住 宅	15,913,768	15,417,670	3,517,800	1,564,407	17,371,063
住 宅 資 金 貸 付	7,043	3,290	-	3,290	-
総 務	4,507,248	5,976,057	1,513,500	266,429	7,223,128
民 生	6,362,406	6,279,046	1,846,200	477,810	7,647,436
衛 生	15,956,637	15,114,437	542,900	1,361,675	14,295,662
商 工	87,834	69,351	30,100	21,621	77,830
消 防	1,684,903	1,558,426	1,168,300	409,484	2,317,242
企業会計等出資金	3,840,639	3,404,680	-	440,115	2,964,565
災 害 復 旧 債	174,811	319,502	8,200	1,648	326,054
土 木	92,647	218,302	-	1,648	216,654
その他公共施設等	82,164	101,200	8,200	-	109,400
そ の 他	100,332,564	96,232,765	8,638,300	9,607,817	95,263,248
減 税 補 て ん 債	1,669,083	1,271,343	-	344,085	927,258
臨 時 財 政 対 策 債	89,167,982	90,140,975	6,700,000	6,587,970	90,253,005
退 職 手 当 債	6,631,719	2,187,927	-	637,142	1,550,785
減 収 補 て ん 債	2,863,780	2,632,520	1,938,300	2,038,620	2,532,200
合 計	241,728,627	230,631,469	24,138,800	27,895,893	226,874,376

# 条 例



議案第60号

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例について

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和2年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（平成30年尼  
崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の表尼崎市立園田東生涯学習プラザの項中「尼崎市東園田町4  
丁目12番地の4」を「尼崎市食満5丁目8番46号」に改める。

別表尼崎市立園田東生涯学習プラザの項を次のように改める。

尼崎市立園 田東生涯学 習プラザ	ホ ー ル		11,400円	15,200円	22,800円
	学 習 室	全面使用	1,800円	2,400円	3,600円
		2分の1 面使用	900円	1,200円	1,800円
	大 会 議 室	全面使用	3,100円	4,200円	6,200円
		2分の1 面使用	1,500円	2,100円	3,100円
	和 室	全面使用	1,800円	2,400円	3,600円
		2分の1 面使用	900円	1,200円	1,800円
	実 習 室		1,800円	2,500円	3,700円
	音 楽 室		3,100円	4,200円	6,300円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表尼崎市立園田東生涯学習プラザの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の尼崎市立園田東生涯学習プラザ（以下「園田東生涯学習プラザ」という。）の利用に係る使用料について適用し、施行日以前の園田東生涯学習プラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 施行日以後の園田東生涯学習プラザの利用に係る利用許可（尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例第6条第2項に規定する利用許可をいう。）に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(説明)

尼崎市立園田東生涯学習プラザの位置及び使用料を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 6 1 号

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に関する対策で市長が別に定めるもの（以下「感染症対策」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 感染症対策に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金への編入)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(説 明)

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第62号

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第2条第3号」を「第3条第5号」に改め、同条第4項中「情報通信技術利用法第2条第4号」を「情報通信技術活用法第3条第6号」に改める。

第11条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第18条第1項中「よって」を「より」に改め、同項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第21条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

第26条第1項ただし書中「公的年金等(」の次に「第27条の3第1項を除き、」を加え、「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第27条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第27条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第34条第2項第1号中「寡夫」を「ひとり親」に、「加算した」

を「加えて得た額から100,000円を減じて得た」に改める。

第36条第4項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

第36条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「よって」を「より」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に、「登記又は」を「登記され、又は」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、その登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

第39条第1項中「第349条の3の2」を「第349条の3の2第1項」に改める。

第40条の3の2の見出しを「（法第349条の3第27項の条例で定める割合等）」に改め、同条第1号中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2号中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3号中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第49条及び第50条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第71条第3項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第73条の2第1項中「第469条第2項」を「第469条第3項」に改める。

第89条第6項中「第36条第7項」を「第36条第8項」に改める。

第107条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に、「第8項及び第9項」を「第9項及び第10項」に改める。

附則第7項から第9項までを次のように改める。

7から9まで 削除

附則第10項第2号を削り、同項第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同号を同項第14号

とし、同項第16号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号を削り、同項第18号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第19号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第20号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 法附則第15条第47項 3分の2

附則第10項第21号を同項第20号とし、附則第25項及び第26項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則第31項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に改め、「（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則第32項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における当該加算した割合」に改め、附則第34項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改め、附則第49項中「第41条の17の2第1項」を「第41条の17第1項」に改め、附則に次の1項を加える。

（法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間）

71 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「、第4項若しくは第6項」

を「若しくは第4項」に、「第33条の8第8項」を「第33条の8第6項」に、「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、同項第2号及び第3号中「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、同項第4号中「第33条の8第8項」を「第33条の8第6項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改める。

第17条第5項中「第33条の8第19項から第21項」を「第33条の8第17項から第19項」に改める。

第33条の7第1項第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項第2号中「又は同条第3項の規定によって納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月」を「当該法人の同項」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第4項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間、同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「第33条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項」を「第33条の8第1項」に改め、「、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同項を同条第8項とする。

第33条の7の2第1項中「又は個別帰属法人税額（同項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。）」を削り、「事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。）分又は当該連結事業年度分」を「事業年度分」に改め、同条第2項中「次条第1項の規定により申告納付すべき法人にあつては同項」を「次条第1項」に改め、「、同条第4項の規定により申告納付すべき法人にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は同条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該連結法人税額の課

税標準の算定期間」を削り、同条第5項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は当該連結事業年度」を削り、「6月を経過した日」を「次条第1項に規定する6月経過日」に改め、「又は前連結事業年度」を削る。

第33条の8第1項中「あり、かつ」を「ある法人で」に、「（連結事業年度に該当する期間を除く。）の開始」を「開始」に、「6月」を「6月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。）の事業年度）開始の日以後6月を経過した日をいう。）の前日まで」に、「有する法人」を「有するもの」に、「前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を「前事業年度」に改め、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額」を削り、「第18項」を「第16項」に改め、「、市長は、」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第1号に掲げる金額（同条第2項又は第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が10万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）で、当該事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日から6月経過日（当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日をいう。以下この項及び第16



項において同じ。)の前日までの期間中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、6月経過日において当該通算親法人との間に同法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係がある場合には、6月経過日から2月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第16項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

第33条の8第3項及び第4項を削り、同条第5項中「)若しくは」を「)又は」に改め、「又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度」の次に「又は中間期間」を加え、「含む。)又は当該連結事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む)」を「いう。)(同法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く」に改め、「又は当該連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「前項、第8項又は第9項」を「第6項又は第7項」に、「第321条の8第12項各号」を「第321条の8第23項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「第33条の7第3項

第4号」を「第33条の7第3項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「、第4項」を削り、「第9項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「、第6項」を削り、同項を同条第6項とし、同条第9項中「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、「（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この款において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更生若しくは決定の通知を受けたこと）」を削り、「よって」を「より」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第7項とし、同条第10項中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下この款において同じ。））」に、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第3項の控除の限度額で令で定めるもの」を削り、「第53条第26項」を「第53条第38項」に改め、「、第4項」を削り、同項を同条第8項とし、同条第11項中「又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」及び「又は当該各連結事業年度」を削り、「とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併」を「（法第321条の8第5項に規定する合併法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併に係る被合併法人（同項に規定する被合併法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併」に改め、「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第13項」を「第11項」に、「第14項又は第17項」を「第12項又は第15項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「第10項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項

中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第15項」を「第13項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下の条」を「次項及び第13項」に、「第17項」を「第15項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該5年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第17項」を「第15項」に、「第11項」を「第9項」に改め、同項第4号中「普通法人又は」を「法人税法第2条第9号に規定する普通法人又は同条第7号に規定する」に、「法人税法第2条第6号」を「同条第6号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「第17項」を「第15項」に、「第11項」を「第9項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第16項を第14項とし、第17項を第15項とし、同条第18項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「6月」を「6月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第321条の8第43項」を「第321条の8第53項」に改め、「（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）」を削り、「、第4項又は第6項から第9項」を「又は第4項から第7項」に、「第21項」を「第19項」に、「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「第19項」を「第17項」に、「第321条の8第46項後段」を「第321条の8第56項後段」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項中「、第6項若しくは第9項」を「若しくは第7項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第24項中「第22項」を「第20項」に、「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「第22項前段」を「第20項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「第

「第 2 項後段」を「第 2 0 項後段」に、「第 2 4 項」を「第 2 2 項」に、「第 7 5 条の 4 第 3 項」を「第 7 5 条の 5 第 3 項」に改め、「（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を削り、「第 3 2 1 条の 8 第 4 6 項後段」を「第 3 2 1 条の 8 第 5 6 項後段」に、「第 1 9 項」を「第 1 7 項」に改め、同項ただし書中「同条第 4 6 項後段」を「同条第 5 6 項後段」に改め、同項を同条第 2 4 項とする。

第 3 3 条の 1 0 第 1 項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、法人税に関する法律の規定によって」を「、法人税に関する法律の規定により」に改め、「若しくは法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更生され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（以下この条において「確定個別帰属法人税額」という。）」を削り、「予定申告に係る連結法人の法人税割額」を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」に、「確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額」を「法第 3 2 1 条の 1 4 の規定により確定法人税額」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第 2 項中「、第 4 項又は第 6 項」を「又は第 4 項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第 3 項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第 4 項中「前各項」の前に「市長は、」を加え、「よって」を「より」に、「においては」を「には」に、「これ」を「、これ」に改める。

第 3 3 条の 1 2 第 1 項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第 2 項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この項及び次項において「算定期間」という。）」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「案分して」を「按分して」に改め、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号中「算定期間の中途」の前に「法人税額の課税標準の」を加え、同項第 3 号中「算定期間中」の前に「法人税額の課税標準の」を加える。

第 3 3 条の 1 3 第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 1 条第 3 項ただし書中「0. 7 グラム」を「1 グラム」に、「0. 7 本」を「1 本」に改める。

附則第 2 5 項中「第 8 項又は第 9 項」を「第 6 項又は第 7 項」に、「附則第 8 条の 2 の 2 第 7 項、第 8 項及び第 1 2 項並びに同条第 1 4 項」を「附則第 8 条の 2 の 2 第 4 項から第 6 項まで及び同条第 8 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 4 項」に改め、附則第 2 6 項を次のように改める。

## 2 6 削除

附則第 3 2 項及び第 3 3 項中「及び第 2 項」を削る。

(尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年尼崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、尼崎市市税条例第 1 8 条第 1 項第 2 号及び第 2 7 条の 2 第 1 項第 3 号の改正規定を削り、同条例附則の改正規定中「附則第 7 0 項を附則第 7 1 項とし、附則第 6 9 項を附則第 7 0 項とし、附則第 6 8 項を附則第 6 9 項とし」を「附則第 7 1 項を附則第 7 2 項とし、附則第 6 8 項から附則第 7 0 項までを 1 項ずつ繰り下げ」に改める。

付則第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、付則第 8 項を次のように改める。

## 8 削除

(尼崎市債権管理条例の一部改正)

第 4 条 尼崎市債権管理条例（平成 3 0 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」

という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、付則第4項中「特例基準割合が」を「延滞金特例基準割合が」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中尼崎市市税条例第71条第3項にただし書を加える改正規定及び付則第12項の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中尼崎市市税条例第18条第1項第2号及び第21条の改正規定、同条例第26条第1項ただし書の改正規定(「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める部分に限る。)並びに同条例第34条第2項第1号並びに附則第31項及び第32項の改正規定並びに第4条の規定並びに次項から付則第4項まで及び付則第15項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中尼崎市市税条例第71条第3項ただし書の改正規定及び付則第13項の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに付則第6項及び第7項の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市市税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第31項及び第32項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

3 改正後の条例第18条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第21条及び第34条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令

和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る改正後の条例第 26 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下「改正前の法」という。）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦（改正前の法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。）又は改正前の法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。
- 5 改正後の条例附則第 25 項及び第 26 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用する。
- 6 付則第 1 項第 4 号に掲げる規定による改正後の尼崎市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）（以下「令和 4 年改正前法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（令和 4 年改正前法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。
- 7 令和 4 年 4 月 1 日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度（令和 4 年改正前法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、付則第 1 項第 4 号に掲げる規定による

改正前の尼崎市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(固定資産税に関する経過措置)

8 改正後の条例第36条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 改正後の条例第36条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 第1条の規定による改正前の尼崎市市税条例(以下「改正前の条例」という。)附則第10項第2号の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下「地方税法等改正法」という。)附則第14条第8項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「改正前の法」という。)附則第15条第2項に規定する施設(同項第2号に掲げる施設に限る。)に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

11 改正前の条例附則第10項第17号の規定は、地方税法等改正法附則第14条第17項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

(市たばこ税に関する経過措置)

12 令和2年10月1日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

13 令和3年10月1日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

14 改正前の条例附則第10項第17号の規定は、地方税法等改正法附則第14条第17項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。



(尼崎市債権管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 第4条の規定による改正後の尼崎市債権管理条例付則第3項及び第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 63 号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例（昭和 40 年尼崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び第 2 号の 3」を「から第 3 号までのいずれか」に、「年度ごと 1 種類」を「1 件」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 9 号に規定する固定資産課税台帳（以下「固定資産課税台帳」という。）に記録をされている事項に関する証明 1 件 300 円

(4) 固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類の閲覧 1 件 300 円

第 2 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4)の 2 土地名寄帳又は家屋名寄帳に記録をされている事項を記載した書類の閲覧 1 件 300 円

第 2 条第 1 項第 35 号中「第 15 号及び」を「第 4 号、第 4 号の 2、第 15 号又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

第 3 条の見出しを「（取扱件数）」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定するもののほか、手数料を徴収する事務の単位の取扱いは、市長が別に定める。

第 6 条の見出しを「（手数料の不徴収）」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 地方税法第 416 条第 1 項又は第 419 条第 6 項の規定による縦覧の期間内において、固定資産課税台帳に記録をされている事項又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に記録をされている事項を記載し

た書類をその記録をされている土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者の閲覧に供するとき。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(説 明)

土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧を開始するにあたり、当該閲覧に係る手数料の設定等のため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 4 号

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和 3 6 年尼崎市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 3 項を付則第 2 4 項とし、付則第 1 9 項から第 2 2 項までを 1 項ずつ繰り下げ、付則第 1 8 項の次に次の 1 項を加える。

1 9 令和 2 年 7 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間に限り、市長に係る前項の規定の適用については、同項中「1, 1 7 7, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 9 0」とあるのは、「1, 1 7 7, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 8 0」とする。ただし、第 3 条第 2 項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（説 明）

市長の給料月額削減措置を実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 65 号

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例について

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年尼崎  
市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 2  
0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

本市職員を派遣することができる団体から「公益財団法人尼崎口腔  
衛生センター」を除くため、条例改正が必要であることから、本案を  
提出する。





議案第 66 号

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市消防職員  
の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  
尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市消防職員の特殊勤  
務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市消防職員  
の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 18 年尼崎市条  
例第 9 号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付  
し、付則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 2  
条に規定する期間における手当の特例)

2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令  
(令和 2 年政令第 11 号)第 2 条に規定する期間においては、第 6  
条ただし書中「、第 8 項及び第 9 項」とあるのは「及び第 8 項から  
第 10 項まで」と、別表中

「

9 年末年 始特別業 務手当	12月29日から翌年の1月 3日までの間における業務の うち、市規則で定める業務	日	3,000円
----------------------	--	---	--------

」

とあるのは

「

9 年末年 始特別業	12月29日から翌年の1月 3日までの間における業務の	日	3,000円
---------------	--------------------------------	---	--------

務手当	うち、市規則で定める業務		
10 新型コロナウイルス感染症防疫等業務手当	<p>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者（以下「患者等」という。）に対する検査を行う施設その他新型コロナウイルス感染症に感染するおそれが高い場所として市長が指定する場所における新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務で市長が指定するもの</p>	日	3,000円（患者等の身体に接触して行う業務、患者等に長時間にわたり接して行う業務その他心身に著しい負担を及ぼす業務として市長が指定する業務に従事した場合には、4,000円）

」

として、これらの規定を適用する。

（尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条に規定する期間における手当の特例）

2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

(令和2年政令第11号) 第2条に規定する期間においては、別表中  
「

8 年末年 始特別業 務手当	12月29日から翌年の1月 3日までの間における業務の うち、消防長が別に定める業 務	日	3,000円
摘要 第7項支給額の欄に掲げる級の区分は、尼崎市消防局職員車両 担当に関する規程(昭和37年尼崎市消防局訓令乙第4号)別表第 2に掲げる等級の区分による。			

」

とあるのは、  
「

8 年末年 始特別業 務手当	12月29日から翌年の1月 3日までの間における業務の うち、消防長が別に定める業 務	日	3,000円
9 新型コ ロナウイ ルス感染 症に係る 危険業務 手当	新型コロナウイルス感染症 (新型コロナウイルス感染症 を指定感染症として定める等 の政令(令和2年政令第11 号)第1条に規定する新型コ ロナウイルス感染症をいう。 以下同じ。)の患者又は新型 コロナウイルス感染症にかか っていると疑われる者(以下 「患者等」という。)に係る 救急業務その他の新型コロナ ウイルス感染症に感染するお	日	3,000円(患 者等の身体に接触 して行う業務、患 者等に長時間にわ たり接して行う業 務その他心身に著 しい負担を及ぼす 業務として消防長 が指定する業務に 従事した場合にあ っては、4,00 0円)

	それが高い業務で消防長が指 定するもの		
<p>摘要 第7項支給額の欄に掲げる級の区分は、尼崎市消防局職員車両 担当に関する規程（昭和37年尼崎市消防局訓令乙第4号）別表第 2に掲げる等級の区分による。</p>			

」

として、同表の規定を適用する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例付則第2項及び第2条の規定による改正後の尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例付則第2項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（説 明）

新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当を新設するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 67 号

尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について

尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 13 年尼崎市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 103 条第 1 項の規定による換地処分により取得された土地でその面積が 80 平方メートル未満であるもの(以下「換地処分土地」という。)

(2) 換地処分土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(尼崎市武庫之荘 3 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市武庫之荘 3 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 18 年尼崎市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項を次のように改める。

4 第 1 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、

適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(3) 建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地（その面積が150平方メートル未満であるものに限る。）の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

（尼崎市武庫之荘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市武庫之荘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年尼崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(3) 建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地（その面積

が165平方メートル未満であるものに限る。)の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

第6条第6項中「沿道区域」を「沿道地区」に改める。

(尼崎市武庫之荘駅前西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 尼崎市武庫之荘駅前西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年尼崎市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地(以下これらの土地を「既存不適格土地」という。)

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部(尼崎市武庫之荘5丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 尼崎市武庫之荘5丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成22年尼崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定

に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(3) 建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地（その面積が130平方メートル未満であるものに限る。）の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

尼崎市築地地区地区計画等の都市計画変更等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第68号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年尼崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、損害補償」を「、この条例に基づく損害補償（以下「損害補償」という。）」に改め、「この条例によって」を削る。

第4条中「この条例による」を削る。

第5条第1項中「前条に規定する損害補償（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第2項中「ところによる」を「額とする」に改め、同項第1号中「よって」を「より」に、「における」を「（以下「事故発生日等」という。）において」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第5項中「ついて死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「係る事故発生日等」に、「、他」を「他」に改め、「として」の次に「当該」を加え、同項第1号中「配偶者」の前に「当該消防団員等の」を加え、同項第2号中「22歳」の前に「当該消防団員等の子で」を加え、「子」を「もの」に改め、同項第3号中「22歳」の前に「当該消防団員等の孫で」を加え、「孫」を「もの」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 当該消防団員等の父母又は祖父母で60歳以上のもの

第5条第5項第5号中「22歳」の前に「当該消防団員等の弟妹で」を加え、「弟妹」を「もの」に改める。

第22条第1項中「この条例に基づく」を削る。

付則第14項第2号、第15項、第22項第2号及び第23項中「100分の5」を「事故発生日等における法定利率」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

摘要

- 1 事故発生日等に、その事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 一の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

付則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の尼崎市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）付則第14項、第15項、第22項及び第23項の規定は、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）か

ら適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の条例第5条第2項（第2号に係る部分に限る。）及び別表第1の規定は、基準日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに基準日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）で基準日以後の期間に係るものについて適用し、基準日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。次項において同じ。）及び基準日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で基準日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 基準日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の尼崎市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された損害補償（基準日以後に支給すべき事由の生じたものに限る。）は改正後の条例の規定に基づく損害補償の内払と、改正前の条例の規定に基づいて支給された傷病補償年金等（基準日以後に支給すべき事由の生じたもの及び基準日前に支給すべき事由の生じたもので基準日以後の期間に係るものに限る。）は改正後の条例の規定に基づく傷病補償年金等の内払とみなす。

(説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



その他



議案第69号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和2年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から10年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）
  - (2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）
- 2 相手方
- (1) [Redacted]
  - (2) [Redacted]
  - ア [Redacted]
  - イ [Redacted]
  - ウ [Redacted]
  - (3) [Redacted]
- 3 金額等
- (1) [Redacted]
  - (2) [Redacted]

ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]  
ウ [REDACTED]

元金 1,658,648 円 及び 利子 136,732 円

(3) [REDACTED]

元金 43,683 円 及び 利子 657 円

#### 4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち当該借受人が死亡した  
ものに対して本市が有する権利を放棄し、その後  
に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年  
法律第82号）に基づき当該借受人の本市に対す  
る災害援護資金に係る貸付金の償還を免除するこ  
とにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫  
県の本市に対する貸付金について、同法に基づ  
きその償還の免除を受けることができるため

（説明）

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。



議案第70号

建物の譲与について

建物を次のとおり譲与するため、議決を求める。

令和2年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 譲与の目的 尼崎口腔衛生センターで実施する公益事業の用に  
供させるため

2 譲与する建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積 (㎡)
尼崎市東難波町4 丁目373番地 2、374番地	東難波町4丁 目373番2 の2	診療所	鉄骨造1 階建	273.05

3 譲与の相手方 尼崎市東難波町4丁目13番14号  
一般社団法人尼崎市歯科医師会  
代表理事 松 田 哲 一

(説 明)

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出する。



議案第 71 号

工事請負契約について

西消防署大庄出張所新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 西消防署大庄出張所新築工事請負のため                      |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 4<br>工事概要 新築工事   |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札                                  |
| 4 | 契約の金額  | 180,950,000 円                           |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市鶴町 1 番地<br>河本工業株式会社<br>代表取締役 笠 原 一 郎 |

(説 明)

西消防署大庄出張所新築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	西消防署大庄出張所新築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延べ面積 398.85平方メートル 屋外付帯工事（倉庫、駐輪場等）